

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	遠野市

## 遠野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	遠野市産業部農林課
所在地	岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号
電話番号	0 1 9 8 - 6 2 - 2 1 1 1
F A X 番号	0 1 9 8 - 6 0 - 1 5 2 3
メールアドレス	nousin@city.tono.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	遠野市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額(千円)
ニホンジカ	稲	39.12	51,370
	麦類	0.21	17
	豆類	1.1	226
	雑穀	0	0
	果樹	1.67	9,728
	飼料作物	49.48	29,935
	野菜	2.44	11,420
	いも類	0	0
	工芸作物	0.58	2,777
	その他	0	0
ツキノワグマ	配合飼料	0	0
	稲	0.32	417
	果樹	0	0
	野菜	0.02	28
イノシシ	稲	0.08	104
	その他	0.01	83
ハクビシン	稲	0.11	139
	豆類	0.19	39
	果樹	0.01	10
	野菜	1.17	2,688
カラス	稲	0.08	96
	野菜	0.14	178

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ

農作物被害額は、稲、飼料作物（牧草）、野菜の順に大きい。有害捕獲活動や電気牧柵・金網柵の設置等により、捕獲頭数が増え、被害面積の減少も見られるが、被害額は平成30年以降増加している。生息域は市内全域に及ぶ状況となっている。個体数の減少に向けては、餌場となっている牧草地における対策も必要となっている。

②ツキノワグマ	農作物被害は減少傾向にある。被害としては、春から秋にかけ、水稻やトウモロコシ等の野菜を食い荒らす事例が発生している。また、日中における農地への居座りや、人家周辺での出没等、人との軋轢も問題となっており、人身被害を防ぐ対策も必要な状況にある。
③イノシシ	令和2年度に市内で初めて捕獲されて以来、目撃及び農作物被害の情報が増えている。被害としては、水稻の食害及び押し倒し等が発生している。生息頭数及び生息域が急速に拡大していると推測される。
④ハクビシン	市内全域に生息していると推測され、野菜や果樹の食害が発生している。住居に住み着き糞尿をする等、生活被害も生じている。
⑤カラス	水稻や野菜の食害が発生している。また、農作物被害以外として、牛の背中を傷付ける等の家畜への被害や糞害等による生活環境被害も生じている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
ニホンジカ	被害金額	1億 547万円	9,597万円
	被害面積	94.6ha	86.0ha
ツキノワグマ	被害金額	45万円	40万円
	被害面積	0.3ha	0.2ha
イノシシ	被害金額	19万円	17万円
	被害面積	0.1ha未満	0.1ha未満
ハクビシン	被害金額	288万円	262万円
	被害面積	1.5ha	1.3ha
カラス	被害金額	27万円	24万円
	被害面積	0.2ha	0.1ha

※各年度3%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 狩猟期を除く4月～10月の有害捕獲活動(ニホンジカ・イノシシ)</li> <li>2 鳥獣被害対策実施隊による、一斉捕獲での追払い、捕獲活動の強化</li> <li>3 鳥獣被害対策実施隊員及びニホンジカ捕獲応援隊へのわ</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカの捕獲頭数は増加しているが、被害額の改善には至っていない。</li> <li>・捕獲した鳥獣の個体処理に係る負担が大きい。</li> <li>・捕獲機材が不足している。</li> <li>・捕獲の担い手確保及び捕獲技術の向上と習得。</li> </ul>

	なの貸出 4 はこわなの貸し出し（ハクビシン） 5 カラス追い払い用防除機の貸し出し 6 業務委託によるカラスの有害捕獲	
防護柵の設置等に関する取組	1 個人及び団体に対する電気柵の整備補助 2 集落内への侵入防止を目的とした大規模な電気柵及び金網柵の設置支援	・電気柵は普及しているが、未設置地域や農地への被害の移り変わりが推測されることから、広域的な防護柵の新規整備や再編整備の検討も必要となっている。

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊による有害捕獲を継続するとともに、個体数の削減に向け、特定地域での夜間銃猟等も検討し、効果的な捕獲活動に努める。</li> <li>・ICT機器やIoT等の技術を活用した効果的な捕獲体制の構築を図る。</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊がニホンジカ捕獲応援隊の協力を得ることにより、農地周辺部でのわなによる捕獲強化に努める。</li> <li>・捕獲応援隊に対する狩猟免許取得の働きかけや、市民への啓発活動によって、新たな狩猟免許取得者の発掘に努める。</li> <li>・集落、団体等、まとまった単位での電気柵や金網柵等の設置を推進し、農地や生活環境の被害防止に努める。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

遠野市鳥獣被害対策実施隊として市長が任命した隊員を中心に捕獲に従事する。
--------------------------------------

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ ツキノワグマ イノシシ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊員に対するくくりわなの貸出（ニホンジカ、イノシシ）</li> <li>・捕獲機材の導入（全対象鳥獣）</li> </ul>
令和6年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊員とニホンジカ捕獲応援隊との連携による地域ぐるみの捕獲（ニホンジカ、イノシシ）</li> </ul>
令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況に応じた有害捕獲の実施（ツキノワグマ、ハクビシン、カラス）</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>県の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画とこれまでの有害捕獲実績に基づいて捕獲計画数を設定した。</p> <p>被害額の大半を占めるニホンジカは「上限なし」とし、生息拡大が顕著なイノシシは、被害の増加を防ぐため積極的に捕獲に取り組む。</p> <p>ツキノワグマについては、岩手県の有害鳥獣捕獲許可によるため、市単独での捕獲計画数は設定しない。</p> <p>ハクビシンは、過去5年間の平均捕獲数約15匹を基に設定。農作物及び生活環境被害の相談も多いことから、わなによる捕獲を推進する。</p> <p>カラスは、3人の捕獲実施者への業務委託による捕獲実績を基に設定。捕獲数が減少傾向にあるため、捕獲数の向上を図る。</p> <p>【特記事項】</p> <p>ツキノワグマを除く対象鳥獣は、捕獲実績、被害状況等を考慮しながら必要に応じて捕獲計画の変更を行う。</p>
---

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	上限なし	上限なし	上限なし
ツキノワグマ	設定しない	設定しない	設定しない
イノシシ	50	50	50
ハクビシン	30	30	30
カラス	500	500	500

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>①ニホンジカ・イノシシ</p> <p>4・10月：銃器及びわなによる捕獲</p> <p>5月～9月：わなによる捕獲</p> <p>②ツキノワグマ</p> <p>4月～10月：はこわなによる捕獲</p> <p>③ハクビシン・カラス</p> <p>通年：はこわな、または囲いわなによる捕獲</p> <p>【特記事項】</p> <p>捕獲等の取組内容は、状況を考慮しながら、必要に応じて変更する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <p>侵入防護柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカによる被害は中山間地域のみならず、市内全域に拡大している傾向にある。</p> <p>当地域の農作物被害は市内全域で発生しており、野生鳥獣も多く生息して</p>
---

いる。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象鳥獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況である。

一方、ライフル銃は従事者が接近できない場所に出没した大型獣を捕獲する場合に使用する必要がある。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能で精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。

○捕獲の実施予定時期

- ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：わな、ライフル銃及び散弾銃

捕獲予定時期：鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載の期間

捕獲予定箇所：市内一円

- ・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：わな、ライフル銃及び散弾銃

捕獲予定時期：鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載の期間

捕獲予定箇所：鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載の場所

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ	10km	10km	10km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ ツキノワグマ イノシシ ハクビシン	1 定期的な点検、補修の実施 2 除草等による適正管理の推進 3 対象鳥獣にあわせた設置の推進
令和6年度		
令和7年度		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

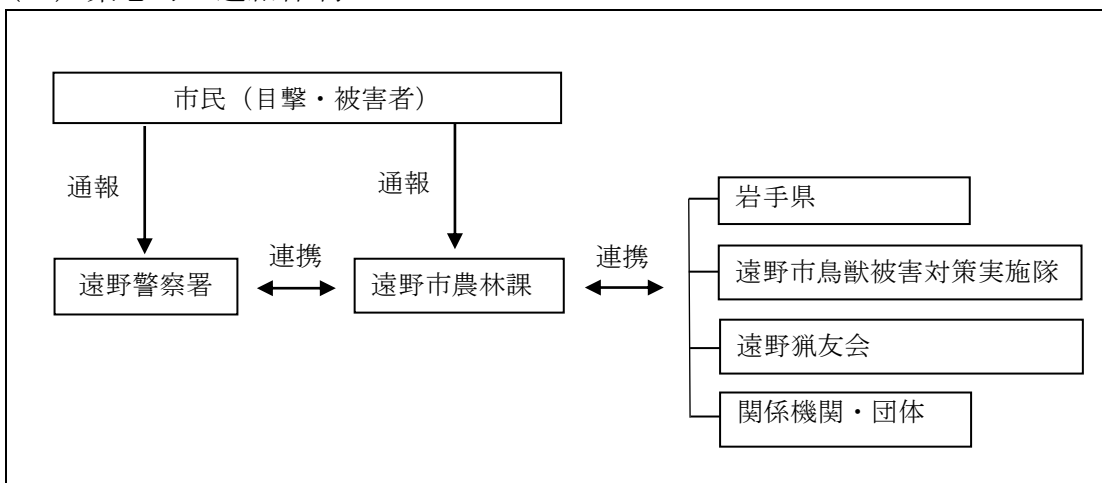
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ ツキノワグマ イノシシ	1 CATVによる被害対策の普及啓発 2 耕作放棄地及び放任果樹の管理の推進 3 生息域周辺での追い払い 4 中山間地域や農地等の周辺における緩衝帯の設置及び刈り払い等の推進
令和6年度		
令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
遠野市農林課	関係機関との連絡調整、防災行政無線等を活用した広報・注意喚起、捕獲許可等
遠野市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い等
遠野猟友会	
遠野警察署	人命・周囲の安全確保、交通安全対策、広報活動、発砲許可等
県南広域振興局保健福祉環境部・花巻保健福祉環境センター	捕獲許可等
鳥獣保護巡視員	鳥獣の保護及び管理に関する助言及び指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

本市には希少猛禽類等も生息していることから、シカ猟等による鉛中毒事故が発生しないよう、捕獲後の個体は原則持ち帰って処理をし、やむを得ない場合は生態系に影響を及ぼさないよう埋設等の処理を行う。ただし、食用として活用できる個体については、ジビエ処理加工施設への搬入を可能とし、ジビエ肉等として利活用を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されているが、全頭検査を実施し、シカ肉等のジビエ活用を推進する。																						
ペットフード	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">処理頭数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>食用</th> <th>ペットフード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度現状</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>5年度目標</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>6年度目標</td> <td style="text-align: center;">292</td> <td style="text-align: center;">292</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>7年度目標</td> <td style="text-align: center;">532</td> <td style="text-align: center;">432</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	処理頭数	内訳		食用	ペットフード	4年度現状	0	0	0	5年度目標	10	10	0	6年度目標	292	292	0	7年度目標	532	432	100
年度	処理頭数			内訳																			
		食用	ペットフード																				
4年度現状	0	0	0																				
5年度目標	10	10	0																				
6年度目標	292	292	0																				
7年度目標	532	432	100																				
ひかく 皮革	個体の状態に応じ、可能な限り有効活用を図る。  【ジビエ利活用個体の皮利活用率】 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利活用率</td> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> </tbody> </table>		5年度	6年度	7年度	利活用率	20%	20%	20%														
	5年度	6年度	7年度																				
利活用率	20%	20%	20%																				
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと 体給餌、学術研究等）	利活用について調査検討を行う。																						

(2) 処理加工施設の取り組み

- 1 整備計画  
合同会社 昆虫沙門商会在実施するジビエ処理加工施設整備事業に対する補助金を交付する。
- 2 年間処理計画頭数  
上記(1)のとおり
- 3 運営体制  
合同会社 昆虫沙門商会在運営する。
- 4 食品等としての安全性の確保に関する取組  
国産ジビエ認証を取得し、適切な衛生管理を行う



(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又は雇用契約をする従業員に対する、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	遠野地方有害鳥獣駆除協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
遠野市農林課	協議会事務局、全体統括
花巻農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
岩手県農業共済組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
遠野猟友会	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
遠野地方森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
遠野地区国有林材生産協同組合	被害状況報告、事業実践者
岩手南部森林管理署遠野支署	被害状況報告、事業実践者
鳥獣保護巡視員	野生動物保護及び管理の視点における意見提言
毘沙門商会合同会社	事業実践者、ジビエ事業における意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター	農林業鳥獣被害対策における指導、助言
県南広域振興局 保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における許可、指導、助言
岩手県環境保健研究センター	研修会講師及び個体数調整指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

遠野市の鳥獣による農林水産業等の被害を防止・軽減させるため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条の規定に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置し、主に有害捕獲対策に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新たな対象鳥獣の出没や、被害拡大等の状況の変化により計画が現況に適さない場合は、関係機関と協議しながら計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。